令和８年度県立高等学校教員と公立中学校等教員との人事交流に関する基本要綱

義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

１　目的

県立高等学校に所属する教員（以下「高等学校教員」という。）と公立中学校・義務教育学校及び特別支援学校に所属する教員（以下「中学校等教員」という。）との間において人事交流を行うことによって、中学校・義務教育学校及び特別支援学校と高等学校が一層連携して教育実践を深め、授業や学習の改善に向けた取組を活性化させるとともに、教え方や学び方の質の転換を図り、幼保小中高一貫した学びを推進する本県教育の一層の充実に資することを目的とする。

２　交流の方法

市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）の協力を得て、高等学校教員を中学校・義務教育学校、特別支援学校に、中学校等教員を高等学校に、それぞれ派遣する。

３　交流の期間

期間は、おおむね３年とする。

４　交流対象者

対象者は、必要な教員免許状を所有し、教職経験豊かな者のうち、校長及び市町村教育委員会の推薦に基づき県教育委員会が適当と認める者とする。

５　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。